

令和 7 年度林業技術研修生の募集について

1 研修名、研修期間、定員、受講資格等

別添「令和 7 年度林業技術研修実施計画（以下「計画」という。）」のとおりに

2 対象者

県内の森林組合、第三セクター、林業会社、素材生産事業体（一人親方を含む）等に雇用されている者及び林家（後継者を含む）

（1）受講資格等

計画で定める受講資格及び次の要件を満たすことが必要です。

- ①長期間の集団研修に専念でき、集団生活に耐えうる心身共に健康な者
- ②事業所に勤務している者は、勤務成績が優秀な者

（2）提出書類

- ①研修受講申込書（要綱様式第 1 号または第 2 号）
- ②事業所の代表者の推薦書（要綱様式第 3 号）（事業所に勤務していない場合は不要）
- ③受講申込者の資格取得状況調査票（別添様式）及び資格証の写し

4 提出期限

令和 7 年 4 月 21 日（月）

5 提出先

研修を受けようとする者の住所地を管轄する県森林林業課、林業振興課（研修を受けようとする林業従事者の住所地又は事業体の住所地を管轄する県森林林業課、林業振興課）

6 その他

（1）研修経費等

- ①県は、受講料、教材費等研修に要する経費を負担。
- ②研修生は、食事代等の実費を負担。

（2）免許・資格の取得

- ①フォレストワーカー養成コース 別紙 1 のとおり
- ②林業架線作業技術コース 別紙 2 のとおり
- ③高性能林業機械作業技術コース 別紙 3 のとおり
- ④指導者育成コース なし

（注：大型自動車運転免許以外の受講料は県が負担します。大型自動車運転免許は受講料が補助される制度（森林整備担い手確保育成対策事業：市町補助）の対象になる場合があります。）

(3) 研修助成金

フォレストワーカー養成コース、林業架線作業技術コース及び高性能林業機械作業技術コースの受講にあっては、森林組合、第三セクター、認定林業事業体、素材生産事業体、森林所有者等の事業主に対し、研修助成金（事業主が派遣する研修生の研修期間中に支払う基本給に対する補助）が交付される制度（森林整備担い手確保育成対策事業：市町補助）の対象になる場合があります。

(4) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構による認定

- ① 林業架線作業技術コース修了者 愛媛県林業技能技士
- ② 高性能林業機械作業技術コース修了者 愛媛県高度林業機械技士

(5) その他

受講者多数のときは、面接等を実施し調整させていただく場合があります、ご希望に添えないことがありますのでご承知おきください。

別紙 1

フォレストワーカー養成コースで習得可能な資格	
1	玉掛け技能講習
2	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用） 運転業務特別教育
3	走行集材機械の運転の業務の特別教育
4	伐木等の業務に係る特別教育講習
5	刈払機取扱作業安全衛生教育講習

別紙 2

林業架線作業技術コースで習得可能な免許・資格	
1	林業架線作業主任者免許
2	小型移動式クレーン運転技能講習
3	機械集材装置の運転の業務特別教育
4	荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育
5	簡易架線集材装置等の運転の特別教育

別紙 3

高性能林業機械作業技術コースで習得可能な免許・資格	
1	大型自動車運転免許
2	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習
3	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
4	不整地運搬車（1t以上）運転技能講習
5	はい作業主任者技能講習
6	フォークリフト運転技能講習
7	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
8	走行集材機械の運転の業務の特別教育
9	伐木等機械の運転業務の特別教育
10	簡易架線集材装置等の運転の特別教育